

事業を移転しない適格組織再編成等が行われた場合の控除未済欠損金				法第72条の2第1項 第1号 ・ に掲げる事業 第3号		事業 年度	・ ・ ・ ・		法人 名		
適格組織再編成等の別		適格分割・適格現物出資・適格現物分配				適格組織再編成等の日		・ ・			
						支配関係発生日		・ ・			
調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の特例計算											
当該法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	当該法人の控除未済 欠損金額等 〔当該法人の前期の別表9 の⑤〕	特例計算による調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算								
			移転時価資産価額が 移転簿価資産価額以 下である場合 (①の金額)	移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超 える場合		移転時価資産超過額 が支配関係前欠損金 額等の合計額以下で ある場合		移転時価資産超過額 が支配関係前欠損金 額等の合計額を超え る場合		特例計算による調整 後の当該法人分の控 除未済欠損金額等 ②、③又は④	
				〔支配関係事業年度前の 事業年度にあつては(⑥― ⑦)、支配関係事業年度 以後の事業年度であつて は①		〔支配関係事業年度前の 事業年度にあつては⑩、支 配関係事業年度以後の 事業年度にあつては(①― ⑩)					
		①	②	③		④		⑤			
・ ・		欠損金額等・ 災害損失欠損金額	円	円	円		円		円		
・ ・		欠損金額等・ 災害損失欠損金額									
・ ・		欠損金額等・ 災害損失欠損金額									
・ ・		欠損金額等・ 災害損失欠損金額									
・ ・		欠損金額等・ 災害損失欠損金額									
・ ・		欠損金額等・ 災害損失欠損金額									
・ ・		欠損金額等・ 災害損失欠損金額									
・ ・		欠損金額等・ 災害損失欠損金額									
・ ・		欠損金額等・ 災害損失欠損金額									
・ ・		欠損金額等・ 災害損失欠損金額									
・ ・		欠損金額等・ 災害損失欠損金額									
計											
移転時価資産価額が移転簿価資産価額を超える場合の調整後の当該法人分の控除未済欠損金額等の計算の明細											
当該法人の 事業年度	欠損金額等の 区分	支配関係前欠損金額 等 〔支配関係事業年度前の事 業年度の①〕	移転時価資産超過額が支 配関係前欠損金額等の合 計額以下である場合	移転時価資産超過額が支配関係前欠損金額等の合計額を超える場合							
			⑥のうち移転時価資 産超過額を構成する ものとされた部分の 金額	支配関係事業年度以後 の事業年度の欠損金 額等のうち特定資産譲 渡等損失相当額以外 の部分から成る金額		支配関係後欠損金額 等		⑨のうち制限対象金 額を構成するものと された部分の金額			
			〔⑪の金額を⑥の古いもの から順次振当〕	〔別表12「⑧―⑫」〕		〔支配関係事業年度以後の 事業年度の(①―⑧)〕		〔⑬の金額を⑨の古いもの から順次振当〕			
		⑥	⑦	⑧		⑨		⑩			
・ ・		欠損金額等・ 災害損失欠損金額	円	円	円		円		円		
・ ・		欠損金額等・ 災害損失欠損金額									
・ ・		欠損金額等・ 災害損失欠損金額									
・ ・		欠損金額等・ 災害損失欠損金額									
・ ・		欠損金額等・ 災害損失欠損金額									
・ ・		欠損金額等・ 災害損失欠損金額									
・ ・		欠損金額等・ 災害損失欠損金額									
・ ・		欠損金額等・ 災害損失欠損金額									
・ ・		欠損金額等・ 災害損失欠損金額									
・ ・		欠損金額等・ 災害損失欠損金額									
・ ・		欠損金額等・ 災害損失欠損金額									
計											
制限対象金額の計算の明細					移転直前における移転時価資産価額及び移転簿価資産価額の明細						
移転時価資産超過額 (⑬の(イ)―⑬の(ロ))		⑪	円		名称等			時価 (イ)	帳簿価額 (ロ)		
支配関係前欠損金額等の合計額 (⑥の計)		⑫						⑭ 円	円		
制 限 対 象 金 額 ⑪―⑫		⑬						⑮			
								⑯			
					計			⑰			

第6号様式別表13の3記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第113条第5項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出すること。

- 2 「

法第72条の2第1項
第1号
・ に掲げる事業
第3号

」 となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

- 3 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限る。）にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。